

特集

第3部 総合討論

「水源環境税のガバナンス」

第1報告

「担当部局長からみた水源環境税～その構想と実際～」

元神奈川県税制企画担当部長

青山学院大学非常勤講師

平松 博 先生

私は『水と森の財政学』の執筆者ではございません。神奈川県が水源環境保全の取り組みをしていたときの実務上の責任者としてお話をさせていただきます。

さまざまな政策が出来上がるには、理論の精緻さや現実性というものが必要になってきますが、具体化をきっちりと進めるには、担当する人間や、組織のエネルギーを継続的に維持しなければなりません。

さまざまな観点からお話がありましたが、私の方からは、水源環境保全税という名称の税をつくるまでの過程で、行政内部でどんな論議がされてきたのか、なかなか表に出づらい部分もありますので、その辺についてお話ししたいと思います。

まず、一つ目は、行政と審議機関との立ち位置の問題です。一般的に、どこの行政体でも審議会というのを持っております。さまざまな研究者、NPOや住民の方々が入って、政策のあるべき論を議論していただくわけですが、行政にはそれをいかに具体化するかという役割があります。

神奈川県の税制論議は2000年から本格化したしましたが、地方税制等研究会から2000年5月に中間報告があり、さまざまな税制の在り方の報告がありました。

具体的には、財源確保のための税制の在り方、国に制度改正を求めるもの、独自で法定外の普通税や目的税をつくるもの。その中で、今回のテーマになっております水源環境税という考え方も答申いただいております。

神奈川県の税制改革グランドデザインは、翌月の2000年6月に議会に報告されております。私は2000年4月にその責任者になっておりますが、就任前に、当時の知事からどのような税制を検討してくれという指示がございましたので、地方税制等研究会からの答申と相まってグランドデザインとしてまとめております。

水源環境税の問題は、研究会の下部組織の生活環境税制専門部会でご議論いただいたわけですが、事務局には資料の提供やご質問にお答えする役割がありますが、専門部会の委員の皆さん方とは、幹事会や事前説明など、表に出てこない部分で相当に激しいやりとりがなされてお

ます。これは、べつに反対するとか、そういうことではなくて、現実を考えると、こういう方法もあるのではないかということが中心にありました。

そういう議論をしておきませんと、専門部会での議論について多くの県民の方々との集会では、答えるのは行政マンですので、考え方を明確にできません。専門部会で答弁されている内容についての質問を行政マンが答えなければなりませんし、すさまじい県議会での答弁も当然、行政マンが行います。そういうことからしても専門部会での議論内容を尊重すると同時に、行政マンとしても言うべきことは言うという、まさに両輪で進んでいたということがございます。

二つ目として、住民参加が行政機構に及ぼす影響です。執筆者の方々もたくさん触れておりますが、住民の方々にさまざまな場面でご参加いただいております。その目的は、住民の方々から財政・人事・環境など、行政全般に対する批判を出してもらうことです。県民集会は大小となくくり返し行い、多くの県の幹部職員が出席して、一問一答方式でお答えします。

これは知事、副知事も出席して行いましたが、増税議論を中心として、行政の在り方についての県民集会をやりますと、いままで県民と直接対峙してこなかった行政マンも住民目線で物事を考えざるを得なくなってきました。そういう意味では、住民参加というのは、組織の変革や職員の意識改革にもつながってきたのではないかと考えております。

三つ目は、情報の公開から情報の発信、情報の共有化へということです。情報公開というと、住民から行政情報を求められた時に開示するということですが、住民との議論を行うためには、受け身の立場ではなく、行政の方からどんどん発信する必要があります。住民ばかりではなく、市町村、様々な団体、経済・労働・環境等々の団体に専門部会での論議の内容を説明してまわりご意見を伺うこともくり返し行いました。増税ということでは相当に反対の意見も出ますが、行政の在り方全体についての議論を行う中で、情報の公開に止まらない、情報の発信や情報の共有化が少しずつ前進したのかなと考えております。

四つ目としては、税からの逆転の発想ということです。私も徴収の現場にいたことがございます。税金の徴収ということに対する住民の反感、反発はすさまじいというのは身に染みて感じておりまして、行政に対する関心は薄くても、税という一言が出てくると、それこそ反応がまったく違うことがあります。税からの逆転の発想というのは、県の行政が何をやっているのか日常的には関心を持たない方々に増税論議を持ち掛けますと、県に対する批判、あるいは提案がたくさん出てまいります。税金のことでたたかれるのを覚悟の上で問題を提起していきますと、それを契機に、水源環境保全の政策にも次第に関心を持っていただけるということで、逆手に取った方法だとしてご理解いただきたいと思います。

最後に、水源環境保全税の課税方式についてお話させていただきます。水の使用という便宜に課税するという水源環境保全税の在り方として、現実には個人の県民税に課税されておりますが、私は、現在も水の使用量を基準に課税することが最も適切と考えております。

では、どうしてそれができなかったのか。県内の有力な水道事業者の協力が得られなかった以外にどういう課題があったのか。まず、所得の伸びと水の使用量の伸びは必ずしも正比例い

たしません。そういう状態で、水の使用量を基準に税を課することになりますと、消費税と同じように逆進性の問題が生じてまいります。これをどのようにクリアするのかという問題。

次に、神奈川県内の水道事業者は19団体ございますが、事業者により水道料金の減免規程が全て違います。そこに税を持ち込むことになったときの調整の仕方が非常に複雑になります。

また、簡易水道の場合には定額方式で、水道使用量を捕捉しておりませんので、どのように課税するのか、水の使用量としては比較的多いが、河川にもう一度戻される農業用水にどのように課税するのか、井戸水への課税の方法も課題となります。

さらには、これは途中から出てきた問題ですが、神奈川県は丹沢大山を源としている水は東京都民にも分水されています。これは川崎の北部から東京の大田区、世田ヶ谷区に分水されています。東京都民も分担しなければ不公平になることは当然ですが、これが果たしてできるのかという問題。

それから、神奈川県は全国2番目の基地県です。米軍の基地に水を供給しています。日米地位協定に基づき、基地内の消費に税が掛けられない中で、水の便益に税金を掛けられないのかという問題があったのを覚えています。

それでも、なおかつ水道使用量方式で課税するとしますと、県独自で水道のメーターを調べて使用量を量らなければなりません。さらに徴収もしなければなりません。その場合の徴収コストは約40億円という試算がされました。38億円の税収に対して40億円の徴収コストが掛かる。こんな税は到底でき得ないわけです。

このような議論を事務局と幹事の委員の方々と行い、結果的に、厚生労働省か日本水道協会のデータかと思いますが、年収と水道使用量の比例関係をみますと、だいたい年収が1千200万円ぐらいまでは水道使用量は伸びますが、それを過ぎるとほとんど伸びなくなります。そこで、1千200万円ぐらいの年収がだいたいの上限ということで、1千200万円の年収、課税所得にして700万円以下の部分に個人県民税の超過課税を導入することにしたわけです。

このように、水の使用量に課税する方式にできるだけ寄り添って、なおかつ将来世代のために全ての県民にご負担いただくということで、応益的共同負担という考え方で水源環境保全税がつくられたところです。

第2 報告

「環境 NPO からみた水源環境保全・再生かながわ県民議会」

桂川・相模川流域ネットワーク

長谷川朝恵 先生

今日、私に与えられました役割は、このセッションのテーマに関連して市民活動の視点から当時の状況、それから県民会議について話せということですので、三つぐらいに分けてお話し